める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び技術資料等を提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　電話087―851―8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

⑭　詳細は入札説明書による。

7　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiaki Nanami Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract :

A　Construction work of the Terayama tunnel

B　Construction work of the Wada tunnel

(4)　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 31 October 2016

(5)　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 10 February 2017 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 10 February 2017 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 10 February 2017)

(6)　Contact point for tender documentation : Kenji Ushino, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 10 月 3 日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社

東京支社長　源島　良一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　新東名高速道路　ぐみ沢上高架橋（ＰＣ上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

(3)　工事場所

自）静岡県御殿場市茱萸沢

至）静岡県御殿場市茱萸沢

(4)　工事内容　本件は、新東名高速道路　ぐみ沢上高架橋（上り線　延長899m、下り線　延長899m）を新設するＰＣ上部工工事である。

(5)　工事概算数量

橋梁上部工　１ヵ所―899.0m

形式

ぐみ沢上高架橋（上り線）ＰＣ22径間連続プレキャストＵ桁橋

最大支間長　43.0m

ぐみ沢上高架橋（下り線）ＰＣ23径間連続プレキャストＵ桁橋

最大支間長　43.0m

架設工法　架設桁架設

(6)　工期　契約締結の翌日から1,170日間

(7)　使用する資機材

コンクリート　約15,000㎥

鉄筋　約2,700ｔ

ＰＣ鋼材　約310,500kg

(8)　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

(9)　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑩　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑪　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑫　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1)　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

(2)①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,350点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(3)　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

(4)　施工実績　平成13年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成13年度以降にしゅん功(完了)認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第３条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の発注機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

架設桁架設工法により架設した最大支間長30m以上あるＰＣ橋の工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

架設桁架設工法により架設したＰＣ橋の工事

(5)　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。